

6 議案第68号関係

おいらせ町防災基本条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(町民の責務)</p> <p>第5条 町民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、自ら災害に備える<u>ため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の<u>確保</u></p> <p>(2) 家具の転倒<u>及び</u>物品の落下の防止</p> <p>(3) 出火の防止</p> <p>(4) 初期対応に必要な用具の<u>準備</u></p> <p>(5) 飲料水、食料等自ら必要とする物資の備蓄又は<u>確保</u></p> <p>(6) 地域の危険箇所の把握、避難の経路、方法及び場所の<u>確認</u></p> <p>(7) 防災訓練、講習会等への<u>積極的な参加による、</u>防災に関する情報の取得</p> <p><u>(8) 災害に関する教訓の伝承及び継承</u></p> <p><u>(9) 家族の連絡先及び連絡方法の確認</u></p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項</p> <p><u>2 町民は、発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。</u></p>	<p>(町民の責務)</p> <p>第5条 町民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、<u>災害に対する次に掲げる事項について、</u>自ら災害に備える<u>手段を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の<u>確保を図ること。</u></p> <p>(2) 家具の転倒<u>および</u>物品の落下の防止<u>のための措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 出火の防止<u>のための措置を講ずること。</u></p> <p>(4) 初期対応に必要な用具の<u>準備を行うこと。</u></p> <p>(5) 飲料水、食料等自ら必要とする物資の備蓄又は<u>確保を図ること。</u></p> <p>(6) 地域の危険箇所の把握、避難の経路、方法及び場所を<u>確認すること。</u></p> <p>(7) 防災訓練、講習会等へ<u>積極的に参加し、</u>防災に関する情報の取得<u>と災害に関する教訓及び先人からの伝承の後世への継承を図ること。</u></p> <p><u>(8) 家族の連絡先および連絡方法を確認すること。</u></p> <p><u>(9) 発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めること。</u></p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとともに、社会的責任を自</p>

改正案	現行
<p>覚し、災害に<u>備えるため</u>次に掲げる事項を<u>実施するよう</u>努めなければならない。</p> <p>(1) 初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期活動を行うための<u>準備</u></p> <p>(2) 事業所に来所する者及び従業員並びに事業所の周辺地域における町民等の安全の<u>確保</u></p> <p>(3) 町又は町民等が<u>行う</u>災害対策活動との<u>連携及び協力</u></p> <p>(4) 従業員の防災訓練、<u>講習会等への積極的かつ継続的な参加</u></p> <p><u>(5) 防災活動の推進及び危機管理体制の整備</u></p> <p>(6) 所有し又は管理する建築物の<u>耐震性の確認</u>及びその結果に基づく<u>耐震補強</u></p> <p>(7) 地震による機械設備等の<u>転倒の防止</u></p> <p>(8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資の<u>備蓄</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、災害に備えるために必要な事項</u></p>	<p>覚し、災害に<u>対する</u>次に掲げる事項<u>その他必要な事項について、災害に備える手段を講ずるよう</u>努めなければならない。</p> <p>(1) 初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期活動を行うための<u>準備をすること。</u></p> <p>(2) 事業所に来所する者及び従業員並びに事業所の周辺地域における町民等の安全を<u>確保すること。</u></p> <p>(3) 町又は町民等による災害対策活動と<u>連携及び協力すること。</u></p> <p>(4) 従業員の防災訓練、<u>講習会等へ積極的、かつ、継続的に参加すること。</u></p> <p><u>(5) 事業継続に係る計画の策定、防災活動を推進すること及び危機管理体制を整備すること。</u></p> <p>(6) 所有し又は管理する建築物の<u>耐震性を確認すること</u>及びその結果に基づく<u>耐震補強をすること。</u></p> <p>(7) 地震による機械設備等の<u>転倒を防止するための措置を講じること。</u></p> <p>(8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資を<u>備蓄すること。</u></p> <p><u>(9) 発災後の災害復旧を推進すること及び復興支援活動へ協力すること。</u></p>
<p><u>2 事業者は、発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。</u></p> <p>(町の責務)</p> <p>第7条 町は、基本理念にのっとり、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全で安心なまちづくりを推進するため次に掲げる必要な施策を講じ、<u>危機管理体制</u>を整備しなければならない</p>	<p>(町の責務)</p> <p>第7条 町は、基本理念にのっとり、町民等の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全で安心なまちづくりを推進するため次に掲げる必要な施策を講じ、<u>防災体制</u>を整備しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>い。</p> <p>(1) 防災に関する調査研究</p> <p>(2) 町民・事業者・防災関係機関との連携及び災害時の業務に関する協定の締結</p> <p>(3) 町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動への積極的な支援及び協力</p> <p>(4) 地域の自主防災組織の育成及び積極的な支援</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な施策</p> <p><u>2 前項各号に掲げる施策の策定及び危機管理体制を整備するにあたり、町は、町民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。</u></p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、町域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び<u>研究を行うとともに、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>(1) 国及び県の動向の<u>把握及び</u>町の防災対策の執行の監視及び評価</p> <p>(2) 被災状況の把握及び町民等に対する情報発信</p> <p>(3) <u>災害復旧及び復興支援に関する</u>町、国及び県への働きかけ</p>	<p>(1) <u>町は、防災に関する調査研究を行い、必要な施策の策定や体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。</u></p> <p>(2) <u>町は、施策の策定や体制の整備に当たっては、町民・事業者の意見を反映するように努めなければならない。</u></p> <p>(3) <u>町は、町民・事業者・防災関係機関との連携に努め、必要ときは災害時の業務に関する協定を締結するよう努めなければならない。</u></p> <p>(4) <u>町は、町民・事業者・ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援や協力をしなければならない。</u></p> <p>(5) <u>町は、地域の自主防災組織を育成するため、積極的に支援や協力をを行い、その充実が図られるようにしなければならない。</u></p> <p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、町域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び<u>研究を行い、次に掲げる町の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた町の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。</u></p> <p>(2) <u>議会は、被災状況の把握及び町民等に対する情報発信に努めなければならない。</u></p> <p>(3) <u>議会は、町、国及び県への災害復旧の推進と復興支援活動の実施及び調整に努めなければ</u></p>

改正案	現行
<p>(自主防災活動の推進)</p> <p>第11条 町は、町民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を積極的に推進するため、防災リーダー（<u>自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。</u>）の養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 町民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーター（<u>ボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。</u>）の養成その他の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第14条 町は、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>2 自主防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第15条 町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。</p> <p>(ボランティア活動の推進)</p> <p>第16条 町は、ボランティアが町内で被災した町</p>	<p><u>ばならない。</u></p> <p>(自主防災活動の推進)</p> <p>第11条 町は、町民及び事業者が、地域において自発的、<u>かつ</u>、組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を積極的に推進するため、防災リーダーの養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 町民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(防災訓練)</p> <p>第14条 町は、自主防災組織、防災関係機関等との連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。</p> <p>2 自主防災組織は、災害の発生に備え、防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の防災訓練が円滑に実施できるよう、必要な措置を講じ、及び支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第15条 町は、災害時に他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、協力の要請を迅速、<u>かつ</u>、円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定を締結するものとする。</p> <p>(ボランティア活動の推進)</p> <p>第16条 町は、ボランティアが町内で被災した町</p>

改正案	現行
<p>民等に対する支援活動を円滑に行うことが<u>できる</u>よう、活動拠点の提供その他必要な<u>支援に努める</u>ものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(応急復旧措置)</p> <p>第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項<u>を実施するよう努め</u>なければならない。</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達  (2) 出火防止及び初期消火活動  (3) 負傷者の救出、救護及び搬送  (4) 要配慮者の支援  (5) 避難者の避難誘導  (6) 給食及び給水活動  (7) 避難所の運営協力  <u>(8) その他必要な事項</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>民等に対する支援活動を円滑に行うことが<u>できる</u>ように、活動拠点の提供その他必要な<u>支援を行う</u>よう<u>に努める</u>ものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(応急復旧措置)</p> <p>第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項<u>その他必要な事項について、自ら必要な処置を講</u>じなければならない。</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達  (2) 出火防止及び初期消火活動  (3) 負傷者の救出、救護及び搬送  (4) 要配慮者の支援  (5) 避難者の避難誘導  (6) 給食及び給水活動  (7) 避難所の運営協力</p> <p>2～6 略</p>